

酒類総合研究所訓令第6号

- 改訂 平18訓令第27号
- 改訂 平18訓令第50号
- 改訂 平19訓令第4号
- 改訂 平19訓令第17号
- 改訂 平19訓令第24号
- 改訂 平20訓令第19号
- 改訂 平21訓令第3号
- 改訂 平21訓令第8号
- 改訂 平21訓令第13号
- 改訂 平22訓令第6号
- 改訂 平23訓令第1号
- 改訂 平23訓令第14号
- 改訂 平23訓令第19号
- 改訂 平23訓令第23号
- 改訂 平25訓令第19号
- 改訂 平26訓令第3号
- 改訂 平26訓令第9号
- 改訂 平27訓令第16号
- 改訂 平27訓令第29号
- 改訂 平28訓令第4号
- 改訂 平28訓令第8号
- 改訂 平28訓令第48号
- 改訂 平29訓令第2号
- 改訂 平29訓令第12号
- 改訂 平30訓令第6号
- 改訂 令元訓令第17号
- 改訂 令2訓令第6号
- 改訂 令3訓令第7号
- 改訂 令4訓令第2号
- 改訂 令4訓令第7号
- 改訂 令4訓令第9号
- 改正 令5訓令第7号
- 改正 令5訓令第25号
- 改正 令6訓令第4号
- 改正 令6訓令第11号

独立行政法人酒類総合研究所職員給与規程を次のように定める。

平成18年4月1日

独立行政法人酒類総合研究所
理事長 平松 順一

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 給与の支払いに関して必要な事項は、独立行政法人酒類総合研究所給与の支払等に関する細則（以下「給与支払細則」という。）に定める。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、独立行政法人酒類総合研究所職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程（以下「勤務時間等規程」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 研究職員俸給表（別表第1）
 - 二 事務職員俸給表（別表第2）
 - 三 技能職員俸給表（別表第3）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分は、次のとおりとする。
- 一 研究職員
 - イ 部門長、技術移転推進支援官 4級～6級
 - ロ 副部門長 4級～5級
 - ハ 主任研究員 3級～4級
 - ニ 研究員 2級
 - ホ 研究補助員 1級～2級
 - 二 事務職員
 - イ 総務課長 6級～10級
 - ロ 課長補佐、情報システム専門官 4級～6級
 - ハ 係長 4級～5級
 - ニ 主任 2級～3級
 - ホ 係員 1級～2級
 - 三 技能職員
 - イ 運転手 1級～5級
 - ロ 汽かん士 1級～5級

第6条 職員の職務の級は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、独立行政法人酒類総合研究所初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「初任給等細則」という。）に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の初任給の号俸は、初任給等細則で定める基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給等細則で定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、初任給等細則で定める日に、同日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が懲戒処分を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受

けない職員の昇給の号俸数を4号俸（初任給等細則で定める職員にあっては、0号俸）とすることを標準として初任給等細則で定める基準に従い決定するものとする。

- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（初任給等細則で定める職員にあっては、0号俸）」とあるのは、「0号俸」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等細則で定める。
- 10 独立行政法人酒類総合研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第10条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員についての当該規程の特例）

第7条 勤務時間等規程第2条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての職員給与規程の適用については、次の各号のとおり字句の読み替えを行うこととする。

- 一 第6条第2項の規定中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、当該職員の俸給月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額、勤務時間等規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」とする。
- 二 第6条第3項の規定中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、当該職員の俸給月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 三 第6条第5項の規定中「決定するものとする」とあるのは、「決定するものとし、当該職員の俸給月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額、算出率を乗じて得た額とするものとする」とする。
- 四 第24条第4項及び第5項の規定中「俸給の月額」とあるのは、「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額を算出率で除して得た額」とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が日曜日又は勤務時間等規程第10条第2項第1号に規

定する休日に当たるときは17日（その日が勤務時間等規程第2項第1号に規定する休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときは15日）に、その月の月額的全額を支給する。ただし、給与支払細則に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第3条第1項及び第11条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（職責手当）

第10条 職責手当は、職務の責任の度合いに応じ、独立行政法人酒類総合研究所手当等に関する細則（以下「手当等細則」という。）で定める職名にある職員に対し、支給する。

- 2 前項に規定する職責手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。
- 3 前項に規定する職責手当の額は、第1項に規定する職名を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額 $100分の25$ を超えてはならない。

（研究員手当）

第10条の2 研究員手当は、自己の裁量により研究業務に従事することの特殊性に照らし、手当等細則で定める職名にある職員（裁量労働制の適用となる職員に限る。）に対し、支給する。

- 2 前項に規定する研究員手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「研究6級職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - 二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - 三 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

第 12 条 削除

（地域手当）

第 13 条 地域手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 4 を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（広域異動手当）

第 13 条の 2 職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合において、当該異動につき手当等細則で定めるところにより算定した勤務地間の距離（異動の日の前日に在勤していた勤務地の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務地との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務地との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務地との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として手当等細則

で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として手当等細則で定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第13条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他手当等細則で定める職員を除く。）

二 第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他手当等細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれら

のものとの権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で手当等細則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び

第5項において「運賃等相当額」という。)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して手当等細則で定める職員にあっては、その額から、その額に手当等細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して手当等細則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で手当等細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして手当等細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものその他権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして手当等細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して手当等細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（手当等細則で定める通勤手当にあつては、手当等細則で定める期間）に係る最初の月の手当等細則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の手当等細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して手当等細則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当等細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（単身赴任手当）

- 第16条 勤務地の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に勤務することが、通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（手当等細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が手当等細則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距

離の区分に応じて手当等細則で定める額を加算した額)とする。

- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(特殊勤務手当)

第17条 削除

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第10条に規定する国民の祝日に関する法律による休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 病気休暇（業務上及び通勤による負傷若しくは疾病にかかった場合、生理日の就業が著しく困難な場合、指導区分Bの決定又は変更を受け、事後措置を受けた場合（以下「生理休暇等」という。）における病気休暇を除く。）又は独立行政法人酒類総合研究所健康管理規程第20条第2項に定める就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に係る日につき、俸給の半額を減ずる。
 - 一 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。）につき、俸給の

半額を減ずる。

二 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日のつき、俸給の半額を減ずる。

三 前2号の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

3 前項に規定する勤務しない期間には、同項に規定するもののほか、病気休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日（勤務時間等規程第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、勤務時間を割り振らない日（勤務時間等規程第5条及び勤務時間等規程第11条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、勤務時間等規程第10条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等及び病気休暇等の日以外の勤務しない日（年次休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。）、又は1日の勤務時間の一部に勤務時間等規程第21条第2項に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、同項の俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、給与支払細則で定める。

（超過勤務手当）

第19条 勤務時間等規程第8条に定める正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した

職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日における勤務のうち、業務上の旅行に係るものを除く。ただし、理事長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては含む。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する手当等細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。ただし、同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する手当等細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日給)

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150ま

での範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして手当等細則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(端数計算)

第21条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第22条 第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第10条の規定に基づく手当等細則で定める職名を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として手当等細則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第10条の規定に基づく手当等細則で定める職名にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して手当等細則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において手当等細則で定める額

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において手当等細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）に該当して失職し、又は死亡した職員（第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び手当等細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの並びに事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、手当等細則で定める職員を除く。第27条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 職務内容の複雑、困難及び責任の度等に応じて手当等細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して手当等細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額（手当等細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人等に該当して失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、不服申立てに規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑

事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡した職員（手当等細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が手当等細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては100分の125）を乗じて得た額の総額を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額を算出率で除して得た額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合におい

て、同条第5項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する手当等細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第28条 第19条及び第20条の規定は、特定管理職員には適用しない。

- 2 第6条第2項ないし第9項及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（職責手当、研究員手当等の支給方法）

第29条 職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（休職者の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26条法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要する場合に、本人の意に反して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が研究所以外の研究機関その他理事長が認める機関において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務若しくは国際約束等に基づく国際的な貢献に資する業務等に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者の給与に関する細則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1か月以内で退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡したときは、同項の規定により手当等細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、手当等細則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。

(組合専従退職者の給与)

第31条 職員が組合専従退職となったときは、その組合専従退職の期間中、給与を支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第32条 組合休暇を許可された職員に対して、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休暇中の者の給与)

第33条 介護休暇を承認された職員に対しては、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(育児休業等期間中の給与)

第34条 独立行政法人酒類総合研究所職員の育児休業等に関する規程に基づき育児休業をする職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

- 2 勤務時間等規程第27条に規定する育児時間を承認された職員に対しては、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 3 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 4 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 5 育児休業又は自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長の定

めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 前5項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第35条 国際協力等の目的で国際機関等に派遣される職員の給与の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において別表第1から第3の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 前項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

5 切替日の前日において別表第1から第3の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、初任給等細則で定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要

な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改訂前の給与規程及びこれに基づく初任給等細則に従ってきだめられたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(初任級等細則で定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 11 附則第8項から前項(以下「俸給の切替えに伴う経過措置」という。)の規定による俸給を支給される職員に関する第10条第2項、第24条第5項(第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)については第10条第2項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」と、第24条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における適用に関する特例)

- 12 平成22年3月31日までの間における第6条第5項及び第6項、第13条第1項第2号の規定の適用については、第6条第5項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第6条第6項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」、「2号俸」とあるのは「1号俸」と、第13条第1項第2号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で手当等細則で定める割合」とする。

(初任給等細則等への委任)

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この附則の施行に関し必要な事項は、初任給等細則及び手当等細則で定める。
- 14 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第

3 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 15 前項の規定は、任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員には適用しない。
- 16 職員就業規則第10条の8に規定する特定管理職以外の職名への降任等をされた職員であつて、当該特定管理職以外の職名への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則9-148第3条で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 17 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 18 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 19 附則第16項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 20 附則第16項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第24条第5項（第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則（平成18年6月23日一部改訂）

(施行期日)

第4条、第5条第2項、第10条、第10条の2、第13条及び第29条の改訂規定は、平成18年7月10日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日一部改訂)

(施行期日)

- 1 第4条、第10条、第11条第3項、13条の2、第22条、第24条第4項、第24条第5項、第27条第2項、第27条第3項、第29条、第30条第2項、第30条第3項、第30条第4項、第30条第5項の改訂規定は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 2 平成20年3月31日までの間においては、第13条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 3 第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその勤務地を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則 (平成19年6月29日一部改訂)

(施行期日)

第10条の2の改訂規定は、平成19年6月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月8日一部改訂)

(施行期日)

第6条第2項、第6条第3項、第6条第5項、第6条第10項、第8条、第15条第2項第2号、第19条第1項、第24条第4項、第27条第3項、第34条第5項の改訂規定は、平成19年12月8日から施行する。

第11条第3項、第27条第2項第1号の改訂規定は、平成19年12月8日から施行し、第11条第3項の改訂規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日一部改訂)

(施行期日)

第27条第2項第1号、第34条第5項の改訂規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日一部改訂)

(施行期日)

第19条の改訂規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日追加)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項の適用については、第24条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120、」とあるのは、「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは、「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第27条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(施行期日)

- 2 この附則は、平成21年6月22日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日一部改訂)

(施行期日)

第14条第1項、第14条第2項、第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日一部改訂)

(施行期日)

第18条第1項、第19条第3項、第19条第4項、第19条第5項、第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項の改訂規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日一部改訂)

(施行期日)

第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成23年1月19日から施行し、平成22年12月1日より施行する。

附 則 (平成22年12月1日追加)

(55歳を超える職員の給与抑制措置)

- 1 平成30年3月31日までの間、職員（研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く）のうち、その職務の級が研究職5級以上もしくは事務職6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。）

に対する俸給月額を支給に当たっては、職員が55歳に達した日後の最初の4月1日（当該職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に当該職員となった場合にあっては、当該職員となった日）以後、俸給月額から俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額（俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が職務の級の最低号俸の俸給月額に達しない場合は、俸給月額から最低号俸の俸給月額を減じた額）に相当する額を減ずる。地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当、及び休職者の給与についても俸給月額の取扱いを踏まえ、その支給に当たっては、それぞれ定める額に相当する額を減じる。また、この措置の対象となる職員の勤務1時間当たりの給与額等についても、この措置を踏まえた額とする。

（俸給の切替に伴う経過措置額の改訂）

- 2 切替日（平成18年4月1日）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この改定の実施日において当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成22年4月1日から同年12月1日までの期間の全期間が職員として在職した期間である者（年の途中で国税局等より転入してきた者を除く。）で引き下げが行われる俸給月額又は第1項、第2項の適用を受ける職員（以下、「調整対象職員」という。）の平成22年12月に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額を減額し支給するものとする。

- 一 平成22年4月1日において調整対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、停職期間、調整対象職員以外の職員であった期間、欠勤のため給与を減額された期間がある職員にあっては、当該月数からその期間を減じた月数）を乗じて得た額

- 二 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（施行期日）

- 4 この附則は平成23年1月19日から施行し平成22年12月1日より適用する。

附 則（平成23年12月 1 日一部改訂）

（施行期日）

第17条の削除、及び第24条第 2 項、第24条第 3 項、第27条第 2 項、の改訂規定は平成23年12月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月15日一部改訂）

（施行期日）

第34条第 2 項、附 則（平成22年12月 1 日追加）、別表第 1、別表第 2、別表第 3 の改訂規定は、平成24年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月15日一部改訂）

（平成24年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

1 平成24年 6 月に附則別表第 4 の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を減額し、支給するものとする。

一 平成23年 4 月 1 日（同月 2 日から平成24年 3 月 1 日までの間に減額改定対象職員となった職員は減額改定対象職員となった日）における俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の合計月額に100分の0.37を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に11か月の月数（平成23年 4 月 1 日から平成24年 2 月29日の期間において、減額改定対象職員以外であった期間がある職員にあつては、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成23年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

三 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（給与削減措置のついでの特例）

2 平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員が受けるべき給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を減額し、支給するものとする。

一 俸給の月額 当該職員の俸給の月額に当該職員に適用される附則別表第 5 の上欄に掲げる俸給表及び同表中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

二 研究員手当の月額 当該職員の研究員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

三 職責手当の月額 当該職員の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 地域手当の月額 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

五 広域異動手当の月額 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
(特例期間における勤務一時間当たりの給与額)

- 3 特例期間においては第18条から第20条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に相当する額を減じた額とする。

(附則(平成22年12月1日追加)第1項の適用を受ける職員の削減措置)

- 4 特例期間においては、附則(平成22年12月1日追加)第1項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から第3項の規定の適用については、俸給の月額、地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当から附則(平成22年12月1日追加)第1項に定める額に相当する額を減じた額に第1項から第3項の規定を適用する。

(施行期日)

- 5 この附則は平成24年3月1日より施行する。

附 則(平成24年3月28日一部改訂)

(施行期日)

第18条第2項の改訂規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日一部改訂)

(施行期日)

第6条第6項、第6条第10項、第7条の改訂規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日一部改訂)

(施行期日)

附則第8項、附則(平成22年12月1日追加)第2項の改訂規定は、平成26年3月27日から施行する。

附 則(平成26年11月27日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 第15条第2項第2号、第27条第2項、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成26年11月28日から施行する。
- 2 第15条第2項第2号、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成26年4月1日から適用する。
(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例措置)
- 3 平成27年3月31日までの間における職員の昇給の号俸数に関する第6条第5項の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則 (平成27年3月31日一部改訂)

(施行期日)

- 1 第1条、第6条、第7条、第13条、第13条の2、第15条、第16条、第19条、第23条、第24条、第27条、第28条、**附則(平成22年12月1日追加)**、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成27年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が研究職5級以上若しくは事務職6級以上である者(その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 3 切替日以降に新たに、国家公務員その他これに準ずる者であった者から人事交流により引き続き俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

(地域手当に関する特例)

- 4 第13条第1項第1号中「100分の3」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の1」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は「100分の2」とする。
- 5 第13条第1項第2号中「100分の20」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の18」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 7 切替日前に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則 (平成27年7月8日一部改訂)

(施行期日)

第5条第2項の改訂規定は、平成27年7月10日から施行する。

附 則 (平成28年2月9日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年2月9日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定及び附則第3項、附則第4項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(地域手当に関する特例)

- 3 第13条の規定の適用を受けている職員に対する地域当の支給に関する同条の規定の適用については、附則(平成27年3月31日一部改訂)第4項中「100分の1」とあるのは「100分の2」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、同附則第5項中「100分の18」とあるのは「100分の18.5」とする。

(勤勉手当に関する特例)

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」とあるのは「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」と、同項第2号中「100分の37.5(特定幹部職員にあっては、100分の47.5)」とあるのは「100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」とする。

附 則 (平成28年6月30日一部改訂)

第5条第2項第1号イの改訂規定は、平成28年7月10日から施行する。

附 則 (平成28年12月1日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月10日一部改正）
（施行期日等）

第1条 この規程は平成29年3月10日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第27条第2項の改正規定並びに附則第2条及び第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の規程（以下「改正後規程」という。）第11条第1項ただし書及び第12条3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究5級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（研究6級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を

欠くに至った場合を除く。) 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「研究5級職員等」という。))

にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「研究5級職員等」とあるのは「研究5级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項

の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「研究5級職員等が研究5級職員等及び研究6級職員等」とあるのは「研究5級職員等が研究5级以上職員等」と、同項第6号中「研究5級職員等及び研究6級職員等」とあるのは「研究5级以上職員等」と、「が研究5級職員等」とあるのは「が研究5级以上職員等」とする。

(55歳を超える職員に係る勤勉手当の支給総額の限度の減額)

第3条 附則（平成22年12月1日追加）第1項の規定が適用される間、改正後規程第27条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で同附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあつては100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成29年12月14日一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月14日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改正規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第27条第2項第1号中100分の90（特定幹部職員にあつては100分の110）とあるのは、平成29年12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）とする。
- 4 第27条第2項第2号中100分の42.5（特定幹部職員にあつては100分の52.5）とあるのは、平成29年12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）とする。

附 則（平成30年11月30日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第27条の改正規定は、平成30年11月30日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第24条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

- 4 第27条第2項第1号中100分の92.5（特定幹部職員にあつては100分の112.5）とあるのは、平成30年12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）とする。
- 5 第27条第2項第2号中100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）とあるのは、平成30年12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては100分の57.5）とする。

附 則（令和元年11月25日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第27条の改正規定は、令和元年11月25日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第27条第2項第1号中100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）とあるのは、令和元年12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては100分の117.5）とする。
- 4 第14条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
（住居手当の支給に関する経過措置）
- 5 令和2年3月31日において改正前の第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、改正後の同年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年12月3日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第24条の改正規定は、令和2年12月3日から施行する。
- 2 第24条第2項中100分の127.5とあるのは、令和2年12月に支給する場合には100分の125と、100分の107.5とあるのは、令和2年12月に支給する場合には100分の105とする。

附 則（令和3年12月2日一部改正）

（施行期日等）

- 第13条の改正規定は、令和3年12月2日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第24条の改正規定は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が改正後の規定により算定される期末手当の額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 再雇用職員以外の職員 127.5分の15（特定幹部職員にあつては107.5分の15）
 - 二 再雇用職員 72.5分の10（特定幹部職員にあつては62.5分の10）

附 則（令和 4 年 7 月 5 日一部改正）

この規程は、令和 4 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 30 日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第27条の改正規定は、令和 4 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第27条第 2 項第 1 号中100分の100（特定幹部職員にあつては100分の120）とあるのは、令和 4 年 12 月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては100分の125）とする。
- 4 第27条第 2 項第 2 号中100分の47.5（特定幹部職員にあつては100分の57.5）とあるのは、令和 4 年 12 月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては100分の60）とする。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日一部改正）

第 6 条、第 7 条、第 15 条、第 19 条、第 24 条、第 27 条、第 28 条、附則第 14 ないし 20 項及び別表第 1 ないし 3 の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 6 日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第24条及び第27条の改正規定は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第24条第 2 項中100分の122.5とあるのは、令和 5 年 12 月に支給する場合には100分の125と、100分の102.5とあるのは、令和 5 年 12 月に支給する場合には100分の105とする。
- 4 第24条第 3 項中100分の68.75とあるのは、令和 5 年 12 月に支給する場合には100分の70

と、100分の58.75とあるのは、令和5年12月に支給する場合には100分の60とする。

- 5 第27条第2項第1号中100分の102.5（特定幹部職員にあっては100分の122.5）とあるのは、令和5年12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては100分の125）とする。
- 6 第27条第2項第2号中100分の48.75（特定幹部職員にあっては100分の58.75）とあるのは、令和5年12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては100分の60）とする。

附 則（令和6年2月27日一部改正）

（施行期日）

第10条の2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月26日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第24条及び第27条の改正規定は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第24条第2項中100分の125とあるのは、令和6年12月に支給する場合には100分の127.5と、100分の105とあるのは、令和6年12月に支給する場合には100分の107.5とする。
- 4 第24条第3項中100分の70とあるのは、令和6年12月に支給する場合には100分の71.25と、100分の60とあるのは、令和6年12月に支給する場合には100分の61.25とする。
- 5 第27条第2項第1号中100分の105（特定幹部職員にあっては100分の125）とあるのは、令和6年12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては100分の127.5）とする。
- 6 第27条第2項第2号中100分の50（特定幹部職員にあっては100分の60）とあるのは、令和6年12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては100分の61.25）とする。

附 則（令和7年3月28日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第6条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第23条、第28条及び別表第1ないし第3の改正規定は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（号俸の切替え）
- 2 施行日の前日において別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第6に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、

施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第11条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「／五 重度心身障害者／六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における13条第1項中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 6 第15条第4項及び第16条第3項の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(別表第1)

独立行政法人 酒類総合研究所 研究職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		
	37	244,700	306,600	371,600	427,100		
	38	246,300	307,500	372,400	428,500		
	39	247,900	308,400	373,200	429,900		
	40	249,500	309,300	374,000	431,300		
	41	251,100	310,100	374,800	432,400		
	42	252,600	310,600	376,100	433,700		
	43	254,100	311,100	377,400	435,100		
	44	255,600	311,600	378,600	436,400		
	45	257,100	312,100	379,300	437,200		
	46	258,400	312,600	380,300	438,000		
	47	259,600	313,100	381,100	438,900		
	48	260,800	313,600	381,800	439,800		
	49	262,000	314,000	382,500	440,600		
	50	263,100	314,500	383,200	441,400		
	51	264,200	315,000	383,900	442,000		
	52	265,300	315,500	384,600	442,800		
	53	266,400	315,900	385,200	443,200		
	54	267,500	316,400	385,900	443,800		
	55	268,500	316,800	386,700	444,300		
	56	269,500	317,200	387,500	444,800		
	57	270,500	317,600	388,100	445,300		
	58	271,200	318,000	388,900			
	59	271,800	318,400	389,600			
	60	272,400	318,800	390,300			
	61	273,000	319,200	390,900			
	62	273,600	319,800	391,600			
	63	274,200	320,400	392,300			
	64	274,800	321,000	393,000			
	65	275,400	321,500	393,700			
	66	276,000	322,100	394,300			
	67	276,600	322,700	394,900			
	68	277,200	323,300	395,600			

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
	69	277,800	323,800	396,300			
	70	278,500	324,400	396,800			
	71	279,200	325,000	397,400			
	72	279,900	325,600	398,000			
	73	280,500	326,100	398,500			
	74	281,200	326,800	399,100			
	75	281,900	327,500	399,700			
	76	282,600	328,200	400,200			
	77	283,200	328,900	400,700			
	78	283,900	329,600	401,200			
	79	284,600	330,300	401,700			
	80	285,200	331,000	402,400			
	81	285,800	331,700	402,800			
	82	286,500	332,500				
	83	287,200	333,200				
	84	287,800	333,800				
	85	288,400	334,300				
	86	289,100	334,800				
	87	289,800	335,200				
	88	290,400	335,600				
	89	291,000	335,900				
	90	291,700	336,400				
	91	292,400	336,800				
	92	293,000	337,200				
	93	293,600	337,500				
	94	294,300	337,900				
	95	294,900	338,300				
	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				
	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年前再任用短時間勤務職員		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

(別表第2)

独立行政法人 酒類総合研究所 事務職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額	俸給月額	俸給月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900								
108		303,600	354,200								
109		303,800	354,700								
110		304,200									
111		304,600									
112		304,900									
113		305,100									
114		305,300									
115		305,600									
116		306,000									
117		306,200									
118		306,400									
119		306,700									
120		307,000									
121		307,400									
122		307,600									
123		307,900									
124		308,200									
125		308,500									
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所の総務課又は研究企画知財部門に所属する職員のうち、別表第1(研究職員俸給表)及び別表第3(技能職員俸給表)の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

(別表第3)

独立行政法人 酒類総合研究所 技能職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、機器の運転操作、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

俸給表	旧級	新級
研究職員俸給表	5級	5級
		6級
事務職員俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
10級		
技能職員俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上 6月未満				1	1
	6月以上 9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上 6月未満		2	2	1	1
	6月以上 9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上 6月未満		6	6	2	1
	6月以上 9月未満		7	7	3	1
	9月以上12月未満		8	8	4	1
	12月以上		9	9	5	1
4	3月未満		9	9	5	1
	3月以上 6月未満		10	10	6	1
	6月以上 9月未満		11	11	7	1
	9月以上12月未満		12	12	8	1
	12月以上		13	13	9	1
5	3月未満		13	13	9	1
	3月以上 6月未満		14	14	10	2
	6月以上 9月未満		15	15	11	3
	9月以上12月未満		16	16	12	4
	12月以上		17	17	13	5
6	3月未満		17	17	13	5
	3月以上 6月未満		18	18	14	6
	6月以上 9月未満		19	19	15	7
	9月以上12月未満		20	20	16	8
	12月以上		21	21	17	9
7	3月未満		21	21	17	9
	3月以上 6月未満		22	22	18	10
	6月以上 9月未満		23	23	19	11
	9月以上12月未満		24	24	20	12
	12月以上		25	25	21	13
8	3月未満		25	25	21	13
	3月以上 6月未満		26	26	22	14
	6月以上 9月未満		27	27	23	15
	9月以上12月未満		28	28	24	16
	12月以上		29	29	25	17
9	3月未満		29	29	25	17
	3月以上 6月未満		30	30	26	18
	6月以上 9月未満		31	31	27	19
	9月以上12月未満		32	32	28	20
	12月以上		33	33	29	21
10	3月未満		33	33	29	21
	3月以上 6月未満		34	34	30	22
	6月以上 9月未満		35	35	31	23
	9月以上12月未満		36	36	32	24
	12月以上		37	37	33	25

11	3月未滿	37	37	33	25
	3月以上 6月未滿	38	38	34	26
	6月以上 9月未滿	39	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上 6月未滿	42	42	38	30
	6月以上 9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上 6月未滿	46	46	42	34
	6月以上 9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上 6月未滿	50	50	46	38
	6月以上 9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上 6月未滿	54	54	50	42
	6月以上 9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上 6月未滿	58	58	54	46
	6月以上 9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上 6月未滿	62	62	58	50
	6月以上 9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上 6月未滿	66	66	62	54
	6月以上 9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上 6月未滿	70	70	66	58
	6月以上 9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上 6月未滿	74	74	70	62
	6月以上 9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上 6月未滿	78	78	74	66
	6月以上 9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上 6月未滿	82	82	78	70
	6月以上 9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

23	3月未滿	85	85	81	73
	3月以上 6月未滿	86	86	82	73
	6月以上 9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上 6月未滿	90	90	86	
	6月以上 9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	95	95	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上 6月未滿	94	94	89	
	6月以上 9月未滿	95	95	89	
	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97		
	3月以上 6月未滿	98	98		
	6月以上 9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上 6月未滿	102	102		
	6月以上 9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上 6月未滿	106	106		
	6月以上 9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上 6月未滿	110	110		
	6月以上 9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113			
	3月以上 6月未滿	114			
	6月以上 9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上 6月未滿	118			
	6月以上 9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上 6月未滿	121			
	6月以上 9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

ロ 事務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				

25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上 6月未滿			98	73	102					
	6月以上 9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上 6月未滿			102	75	106					
	6月以上 9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上 6月未滿			106	78						
	6月以上 9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上 6月未滿			110	82						
	6月以上 9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上 6月未滿			114							
	6月以上 9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上 6月未滿			118							
	6月以上 9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上 6月未滿			122							
	6月以上 9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上 6月未滿			125							
	6月以上 9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ハ 技能職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上 6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上 9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上 9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上 9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上 9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	95	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上 9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上 9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上 9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上 9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上 6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上 9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上 6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上 9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上 6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上 9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上 6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上 9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上 6月未滿	121	122				
	6月以上 9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上 6月未滿		126				
	6月以上 9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		5級	6級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	1
	6月以上 9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上 6月未滿	26	1
	6月以上 9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上 6月未滿	30	1
	6月以上 9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上 6月未滿	34	1
	6月以上 9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上 6月未滿	38	1
	6月以上 9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上 6月未滿	42	1
	6月以上 9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上 6月未滿	46	1
	6月以上 9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未滿	49	1
	3月以上 6月未滿	50	1
	6月以上 9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未滿	53	1
	3月以上 6月未滿	54	2
	6月以上 9月未滿	55	3
	9月以上12月未滿	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未滿	57	5
	3月以上 6月未滿	58	6
	6月以上 9月未滿	59	7
	9月以上12月未滿	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未滿	61	9
	3月以上 6月未滿	62	9
	6月以上 9月未滿	63	10
	9月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未滿	65	11
	3月以上 6月未滿	66	11
	6月以上 9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

ロ 旧級が事務職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	2
	6月以上 9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上 6月未滿	26	6
	6月以上 9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上 6月未滿	30	10
	6月以上 9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上 6月未滿	34	13
	6月以上 9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4

第2号任期付研究職員俸給表	第1号任期付研究職員俸給表	研究職員俸給表					技能職員俸給表					事務職員俸給表					俸給表			
		5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	職務の級
1号俸から3号俸まで	1号俸から3号俸まで	1号俸から16号俸まで	1号俸から36号俸まで	1号俸から52号俸まで	1号俸から84号俸まで	1号俸から108号俸まで	1号俸から32号俸まで	1号俸から48号俸まで	1号俸から76号俸まで	1号俸から84号俸まで	1号俸から121号俸まで	1号俸から4号俸まで	1号俸から16号俸まで	1号俸から28号俸まで	1号俸から36号俸まで	1号俸から44号俸まで	1号俸から60号俸まで	1号俸から76号俸まで	1号俸から93号俸まで	号俸

附則別表第6 号俸の切替表

イ 研究職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	

3 級

4 級

5 級

6 級

43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

附則別表第6 号俸の切替表

ロ 事務職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		

3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級

43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					

3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級

90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

附則別表第6 号俸の切替表

ハ 技能職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34

1 級

3 級

4 級

5 級

43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	

1 級

3 級

4 級

5 級

90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		